

空港の設計・測量・地質土質調査等業務における 契約変更事務ガイドライン

航空局 空港技術課

I 本編

- | | |
|------------------|------------|
| 1. 策定の目的 | P.1 |
| 2. 設計変更の基本事項 | P.2 |
| 3. 設計変更の留意事項 | P.3 |
| 4. 設計変更の考え方 | P.4 ~ P.12 |
| 5. 設計変更に係わる資料の作成 | P.13 |

◆ 適切な設計変更の必要性

- ✓ 気象等の自然の影響による履行条件と実際の相違が生じやすいほか、多様な関係者と調整等により予見できない事態が発生することが多々あるが、これらは受注者の責によるものではない
- ✓ 発注者の責務として、適正な履行期間の設定することや仕様書等に適切に条件明示するとともに、仕様書等に示されていない実施の条件について、予期することができない特別な状態が生じた場合、その他の場合において必要が認められるときは、適切に仕様書等の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は履行期間の変更を行うこと

◆ ガイドラインの目的

- ✓ 本ガイドラインは、変更事務における手続きの流れやその根拠法令、受発注者双方の留意点やポイントなどを示すとともに過去の設計変更事例を掲載することで、実務担当者が手続きを行う際の指針となるよう策定したもの
- ✓ 本ガイドラインは、あくまでも指針であり、設計変更の適否について明確な基準を示すものではない
- ✓ 現場毎にそれぞれ条件や事情が異なるものであることに加え、受発注者双方が合意のうえ変更契約することが不可欠である点を踏まえ、個別案件の設計変更にあたっては、本ガイドラインの活用と併せて、業務品質確保調整会議を確実に実施するなど、受発注者間で十分に協議し、その結果に基づいて設計変更の可否を判断することが重要

◆ 適用範囲

- ✓ 主な対象は、国が発注する空港の業務とする
ただし、会社管理空港、地方公共団体及び民間事業者が発注する業務においても準用することを推奨する

○ 用語の説明

設計変更：業務の実施に当たり、仕様書等の変更にかかるもの

契約変更：設計変更により、工事設計業務契約書（以下、「設計契約書」という。）／調査・測量等業務契約書（以下、「調査等契約書」という。）に規定する各条項に従って履行期間や業務料の変更にかかるもの

仕様書等：図面、仕様書、入札説明書及び入札説明に対する質問回答書

契約図書：契約書及び仕様書等 ※契約書には技術提案書を含む

見積参考資料：予定価格の透明性の向上及び発注者・受注者間の片務性の改善を図るため、発注者側積算の考え方について、積算の構成、規格、扱い数量等を明示したもの

※入札（見積）参加者の適正かつ迅速な見積もりに資するための資料であり、設計契約書第1条又は調査等契約書第1条にいう仕様書等ではない。従って、業務契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は当該業務の趣旨を充分考慮して、業務目的を完遂するための一切の手段について、受注者の責任において定めるものとする

○ 設計変更に関する主な条項

- ・ 特許権等の使用（設計契約書第12条、調査等契約書第8条）
- ・ 地元関係者との交渉等（調査等契約書第12条）
- ・ 仕様書等と業務内容が一致しない場合の修補義務（設計契約書第19条、調査等契約書第17条）
- ・ 条件変更等（設計契約書第20条、調査等契約書第18条）
- ・ 仕様書等又は業務に関する指示の変更（設計契約書第21条、調査等契約書第19条）
- ・ 業務の中止（設計契約書第22条、調査等契約書第20条）
- ・ 業務に係る受注者の提案（設計契約書第23条、調査等契約書第22条）
- ・ 受注者の請求による履行期間の延長（設計契約書第24条、調査等契約書第23条）
- ・ 発注者の請求による履行期間の短縮（設計契約書第25条、調査等契約書第24条）
- ・ 臨機の措置（調査等契約書第27条）
- ・ 一般的損害（設計契約書第29条、調査等契約書第28条）
- ・ 第三者に及ぼした損害（設計契約書第30条、調査等契約書第29条）
- ・ 不可抗力による損害（調査等契約書第30条）
- ・ 業務料の変更に代える仕様書等の変更（設計契約書第31条、調査等契約書第31条）
- ・ 引渡し前における成果物の使用（設計契約書第34条、調査等契約書第34条）

(1) 発注者の留意事項

- ✓ 発注者は、仕様書等に条件等の必要な事項を的確に明示することに加え、公平公正に適正な履行期間を設定する
- ✓ 設計変更の必要性が生じた場合には、発注者は受注者に対し、書面にて迅速且つ的確な指示を行わなければならない
- ✓ 条件や数量等は、見積参考資料のみにではなく、仕様書等に適切に明示すること
- ✓ 過去の実績などを踏まえて条件及び積算等を見直すこと
- ✓ 条件等が具体的に確定出来ない場合等は、予め契約後の協議対象とすることを仕様書等に明示すること

(2) 受注者の留意事項

- ✓ 受注者は、仕様書等に明示された条件や業務内容等を再確認する必要がある
- ✓ 設計変更の必要性が生じた場合には、速やかに、その旨を書面にて発注者に通知し、確認を請求しなければならない

(3) 受発注者共通の留意事項

- ✓ 書面により、協議することを原則とし、緊急を要する場合は、電子メール等により伝達できるものとするが後日、有効な書面と差替、もしくは帳票管理システム等による事務処理をしなければならない
- ✓ 設計変更の際、受発注者は、当該業務での設計変更の必要性（別件としない妥当性）、履行方法等を十分確認しなければならない
- ✓ 変更手続きは、その必要性が生じた都度、遅延なく行うものとする

(4) 受注者の留意事項

- ✓ 契約図書等に係る疑義については、質問または協議により、入札前の段階、仕様書等の点検の段階で解決しておくことが、スムーズな設計変更につながる

(1) 設計変更が可能なケースと不可能なケース

●設計変更が可能なケース

下記のような場合は、設計変更が可能と考えられる

- ① 当初発注時点で予期しえなかった関係機関への手続の遅延など、受注者の責に帰さない事項が確認された場合
- ② 当初発注時点で想定している業務着手時期に、受注者の責によらず、業務着手出来ない場合
- ③ 所定の手続きを行い、発注者が仕様書等の訂正又は変更もしくは履行期間の変更の必要があると認めた場合
- ④ 設計の基準となる示方書、指針等が改定になった場合
(改定に伴い、新たな検討項目の追加により費用増となる場合は、変更協議の対象)
- ⑤ 受注者が行うべき「仕様書等の点検」の範囲を超える作業を実施する場合

●設計変更が不可能なケース

下記のような場合は、原則として設計変更が出来ない

(ただし、調査等契約書第27条(臨機の措置)で対応するような災害時等の緊急性を要する場合は、この限りではない)

- ① 契約図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず、受注者が独自に判断して業務を実施した場合(協議のみで回答等がない時点で業務を実施した場合も含む)
- ② 受注者の都合により、「承諾」事項として処理された内容について実施した場合
- ③ 調査等契約書及び空港土木設計・測量・地質土質調査・点検業務共通仕様書に定められている所定の手続きを経ずに業務を実施した場合
- ④ 書面によらない業務をした場合(書面によらない場合とは、口頭又は電子メールのみによる指示・協議等が該当、受注者のみならず発注者も注意が必要。なお、設計変更は、調査等契約書及び空港土木設計・測量・調査等業務共通仕様書に定められている所定の手続きを経て行われるものであるため、書面として打合せ記録簿は該当しない。)

4. 設計変更の考え方

(2) 設計変更を行うための主なポイント

1. 実施前の協議

- ✓ 設計変更に伴う業務料や履行期間の変更手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うことが必要であるため、疑義及び協議事項がある場合、実施前の協議を徹底する必要がある

2. 書面による協議

- ✓ 受発注者双方の合意の根拠が必要となるため、書面による協議を確実に行う必要がある

3. 業務品質確保調整会議等による十分な協議

- ✓ 設計変更にあたっては、受発注者双方の合意が必要であるため、担当者間調整だけでは合意に至らない場合などは、業務品質確保調整会議等を実施するなど、受発注者間の関係者が一同に会する場で十分な協議を行うことが重要であり、その結果に基づいて設計変更の可否や内容を判断する必要がある
- ✓ また、協議の結果、受発注者間において合意に至った協議事項については、確実に契約変更結び付ける必要がある
- ✓ なお、なお、協議においては、必要な項目（仕様書等に明示された設計条件や履行条件、業務工程、業務計画の妥当性、業務環境改善の認識共有等設計変更の可否や内容）についてしっかりと議論のうえ、その結果を議事録として残すなど、受発注者間で意識共有を図ることが重要である
- ✓ この際、発注者は「過去に前例がないこと」のみを以て、設計変更を認めない理由としないことも重要である

4. 設計変更の合理的な根拠の整理

- ✓ 設計変更するためには、仕様書等に示された条件等と実作業等が異なることを示す根拠に加え、受注者の提案する内容が合理的であるという根拠を整理する必要がある

(3) 設計契約書又は調査等契約書の条項に基づく設計変更の考え方

- ✓ 設計変更の手続きは、設計契約書又は調査等契約書の各条項を根拠に実施され、その手続きや考え方もそれぞれ異なる
- ✓ なお、設計変更にあたっては、これらの各条項の考え方はもちろんのこと、受発注者双方の合意のうえで契約変更することが必要であるため、個別案件の設計変更にあたっては、業務品質確保調整会議などを活用し、受発注者間で十分に協議のうえ判断することが重要である

① 特許権等の使用：設計契約書第12条、調査等契約書第8条

特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下特許権等）の対象となっている履行方法を使用する場合、その責任の所在を明確にする必要がある

- ・ 特許権等の対象となる履行方法が仕様書等で指定されているものの、特許権等の対象である旨の明示がなく、受注者がその存在を知らなかったとき、その費用は発注者が負担しなければならない
- ・ 仕様書等で履行方法の指定がなく、他の履行方法も考えられるにもかかわらず、受注者判断により特許権等の対象となる履行方法を採用する場合、その費用は設計変更の対象とはならない
- ・ 受発注者協議により、比較の結果、最良の履行方法が特許権等の対象となる履行方法であることが確認できた場合には、特許料等も含めて設計変更の対象となる

② 地元関係者との交渉等：調査等契約書第12条

地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとするが、発注者の指示があるときは、受注者は協力しなければならない。この場合、必要な費用は発注者が負担する

- ・ 発注者の指示により、地元関係者との交渉等に協力した場合、その費用は発注者が負担しなければならない

③ 仕様書等と業務内容が一致しない場合の修補義務：設計契約書第19条、調査等契約書第17条
業務の内容が仕様書等又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合、調査職員はその修補を請求できる。ただし、当該不適合が調査職員の指示であったり、その他設計図書の矛盾など発注者の責めに帰すべき事由によるときは、必要な費用は発注者が負担しなければならない

・業務の内容が設計図書等に適合しない場合、当該不適合がなぜ生じたのか、受発注者どちらの責に帰すべき事由により生じたものなのかを検証する必要がある

④ 条件変更等（第1項第一～五号）：設計契約書第20条、調査等契約書第18条
受注者は、仕様書等の点検等により、次のいずれかに該当する事実を発見した場合、発注者の確認を請求しなければならない
発注者は、確認請求のあった事実が確認された場合において、必要があると認めるときは、仕様書等の内容を訂正又は変更し、必要に応じて、履行期間又は業務料の変更を行わなければならない
第一号 図面、仕様書、入札説明書及び入札説明に対する質問回答書の内容が一致しないこと
第二号 仕様書等に誤謬又は脱漏があること
第三号 仕様書等の表示が明確でないこと
第四号 仕様書等に示された履行条件が実際と相違すること
第五号 仕様書等に示されていない履行条件で予期せぬ特別な状態が生じたこと

・図面、仕様書等の優先順位が定められている場合、第一号の対象とはならない
・仕様書等の誤謬又は脱漏と思しき箇所を見つけた場合及び設計図書の表示が不十分、不正確、不明確で、どのように業務を履行してよいか判断がつかない場合、受注者の判断で訂正や補足をするのではなく、発注者に確認すべきである
・協議の結果、受注者の提示する履行方法等が適切であると認められるとき、発注者は仕様書等の内容を訂正又は変更し、必要に応じて、履行期間又は業務料の変更を行わなければならない
・履行条件としては、『自然的な履行条件：地形、水深等』、『人為的な履行条件：関係者調整による制約事項等』などがあげられる
・該当する事由としては、『条件の明示がないもしくは不明確』、『数量等の内訳が不明確』などがあげられる

⑤ **仕様書等又は業務に関する指示の変更**：設計契約書第21条、調査等契約書第19条
発注者は、仕様書等と実際の条件等が異なっていたり、予期することができない特別な状態が生じたなど、必要があると認めるときは、仕様書等の内容を変更し、履行期間又は業務料の変更を行わなければならない

- ・該当する事由としては、『検討過程での新たな検討項目の変更・追加』、『検討過程での与条件の変更・追加』、『発注者に対する関係機関からの要請』、『発注者に対する地元住民(漁業関係者等)からの要請・苦情』、『発注者の事業計画の見直し』、『発注者判断による災害の事前回避』などがあげられる
- ・第20条（調査等は第18条）の対象となる不一致等は、基本的に受注者からの通知事項であるのに対し、第21条（調査等は第19条）は発注者の意志により設計変更が生じるものである
- ・履行途中に発注者が、当初の設計図書通りに履行した場合の社会的な損失や不利益等、予期することができない事情によりその判断を変更することが妥当と考えられる場合も対象であり、これに伴い受注者に損害を及ぼしたときは、発注者が必要な費用を負担しなければならない
- ・第21条（調査等は第19条）の規定により設計図書を変更したため業務料が2/3以上減額した場合、第45条（調査等は第45条）の規定により受注者が契約を解除する権限が生じる。また、業務料が30%以上増額した場合、分離発注が不合理であることの理由が必要となる

⑥ **業務の中止**：設計契約書第22条、調査等契約書第20条
受注者の責に帰することができない事由により工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる場合、発注者は工事を中止させなければならない、必要と認められるときは、中止に伴う費用も発注者が負担しなければならない。

- ・該当する事由としては、空港土木設計・測量・地質土質調査・点検業務共通仕様書1-10に記載の自然現象や第三者によるもののほか、『不発弾や埋蔵文化財等の発見によるもの』、『疫病や感染症の発生に伴うもの』などがあげられる
- ・受注者が業務の続行に備え必要とした費用もしくは受注者に損害を及ぼした場合の費用は発注者が負担しなければならない。なお、中止から再開までの期間は損害等を最小限とするため、極力短かくなるよう努める
- ・業務を中止する場合、後に当該中止に伴う履行期間の延長が不可能とならないよう、発注者は迅速な中止通知をするとともに、適正な費用変更を行う必要がある

⑦ **業務に係る受注者の提案**：設計契約書第23条、調査等契約書第22条
受注者は、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見・発案した場合、発注者に対して仕様書等の変更を提案することができる
発注者は提案を受けた場合、必要があると認めるときは、仕様書等の内容を変更し、履行期間又は業務料の変更を行わなければならない

- ・仕様書等の内容と対して、提案する内容が合理的であるという根拠の整理が必要
- ・技術提案に関する内容は対象とはならない

⑧ **受注者の請求による履行期間の延長**：設計契約書第24条、調査等契約書第23条
受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができない場合、その理由を明示し発注者に履行期間の延長を請求できる
発注者は請求があった場合、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない

- ・該当する事由としては、『気象海象条件によるもの』、『第三者（関連業務等）との調整によるもの』などがあげられる
- ・履行期間の延長請求には、延長理由、延長日数の算定根拠等の整理が必要
- ・発注者の責めに帰すべき事由による場合、発注者は必要と認められる業務料の変更又は受注者に損害を及ぼしたときの費用を負担しなければならない

⑨ **発注者の請求による履行期限の短縮**：設計契約書第25条、調査等契約書第24条
発注者は、特別な理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求できる

- ・該当する事由としては、『業務の中止』、『関連業務等の影響によるもの』、『供用時期や利用面の調整によるもの』などがあげられる
- ・本請求に伴い、受注者が履行期間を短縮するために行う対応にかかる費用は、発注者が負担すべきである
- ・発注者が請求した日数の短縮を行えない場合でも、契約書第26条（調査等は第24条）の規定により、出来る限り短縮可能な日数について受発注者間で協議して定めることが重要。この際、所要の休日を確保できるよう十分な配慮が必要

⑩ 臨機の措置：調査等契約書第27条

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない（発注者からの請求も可能）が、その費用のうち請負代金額の範囲で負担することが不適當な部分は、発注者が負担する

- ・ 緊急でやむを得ない場合を除き、あらかじめ発注者の意見を聴くほか、措置後直ちに措置の内容を発注者に通知することが原則である
- ・ 措置にかかる費用負担は、受発注者間で協議して定めることが重要である

⑪ 一般的損害：設計契約書第29条、調査等契約書第28条

成果物の引渡し前に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害は、受注者が費用を負担する。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により生じた損害は発注者が負担する

- ・ 第三者に及ぼした損害、不可抗力による損害は対象とはならない
- ・ 発注者が負担する損害は、設計図書に定めるところにより付された保険（潜水探査、土質調査における水雷保険、傷害保険、動産総合保険等）によりてん補された部分を除く、発注者の責に帰すべき事由により生じた損害

⑫ 第三者に及ぼした損害：設計契約書第30条、調査等契約書第29条

業務を行うにつき第三者に及ぼした損害は、受注者が賠償額を負担する。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により生じた損害は発注者が負担する

- ・ 発注者が負担する損害は、仕様書等に定めるところにより付された保険（潜水探査、土質調査における水雷保険、傷害保険、動産総合保険等）によりてん補された部分を除く、発注者の指示、貸与物件等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等により第三者に及ぼした損害
- ・ ただし、発注者の指示又は貸与物件等が不適當であること等、発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながら、これを通知しなかったときは、この限りではない
- ・ また、業務を行うにつき善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては受注者が負担する

⑬ 不可抗力による損害：調査等契約書第30条

成果物の引渡し前に、受発注者いずれの責めに帰さない天災等に起因する損害が生じた場合、当該損害額とその取片付け額の合計額のうち業務料の100分の1を超える額は、発注者が負担しなければならない。

- ・ 試験等に供される業務の出来形部分、仮設物又は作業現場搬入済みの調査機械器具の損害額が対象（立会いその他記録等により確認できるものに限る）
- ・ ただし、受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険（潜水探査、土質調査における水雷保険、傷害保険、動産総合保険等）によりてん補される部分を除く

⑭ 業務料の変更に代える仕様書等の変更：設計契約書第31条、調査等契約書第31条

発注者は、契約書の規定により業務料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別な理由があるときは、その全部又は一部に代えて仕様書等を変更することができる

- ・ 対象は以下の通り。
設計契約書第12条、第19条～第22条、第24条～第26条、第28条～第29条、第34条、第40条
調査等契約書第8条、第17条～第20条、第22条～第24条、第27条～第30条、第40条
- ・ 仕様書等の変更内容については、発注者と受注者とが協議して定める

⑮ 引渡し前における成果物の使用：設計契約書第34条、調査等契約書第34条

発注者は、受注者承諾のうえで成果物を引渡し前に使用できるが、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない、その使用により受注者に損害を及ぼした場合は、必要な費用を負担しなければならない

- ・ 受発注者間で文書により責任の所在を明確にしておく必要がある

(4) 仕様書等の点検の基本的な考え方

1) 仕様書等の点検に係わる規定について

① 【条件変更等：設計契約書第20号、調査等契約書第18号】

受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない

1. 図面、仕様書、入札説明書及び入札説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く）
2. 仕様書等に誤謬又は脱漏があること
3. 仕様書等の表示が明確でないこと
4. 履行上の制約等仕様書等に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること
5. 仕様書等で明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

② 【空港土木工事設計・測量・地質土質調査・点検業務共通仕様書1-4（設計図書の点検）】

受注者は、仕様書等の内容を十分点検し、疑義がある場合、調査職員に書面により通知し、その指示を受けるものとする

2) 仕様書等の点検の位置づけ

- 受注者は、設計契約書、調査等契約書及び空港土木工事設計・測量・地質土質調査・点検業務共通仕様書に基づいて、仕様書等の点検を行うこととなる。

【受注者が自らの負担で行う部分】

- ① 仕様書等の点検に係る費用
- ② 仕様書等の点検の結果を発注者に説明するための資料作成
- ③ 発注者から②に関する更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合の資料作成

【発注者が実施する部分】

- ① 点検結果により生じた、追加調査、再検討、再調整・確認等
※受注者に資料作成等を指示する場合は、発注者はその費用を負担する。

【例】

- ・ 提示された過去の調査報告書からの条件変更又は検討不足等があり、追加調査や再検討が必要となった場合
- ・ 細部設計時において、貸与された基本設計等の成果物が古い基準に基づくものであり、新しい基準に基づく再検討が必要となった場合
- ・ 過年度の関係機関協議結果について、関係機関に改めて確認することとなった場合

設計変更に係わる資料の作成についての具体的対応方法

(1) 設計照査と内容

- ✓ 受注者は、当初設計等に対して「設計等契約書第20条第1項」、「調査等契約書第18条第1項」に該当する事実が発見された場合、発注者にその事実が確認出来る資料を「履行条件確認請求書」により提出し、確認を求めなければならない。なお、これらの資料作成に必要な費用については、契約変更の対象としない

(2) 設計変更に必要な資料作成

- ✓ 「設計等契約書第20条第1項」、「調査等契約書第18条第1項」に基づき設計変更するために必要な資料作成については、同条第4項に基づき発注者が行うものであるが受注者に行わせる場合は以下の手順によるものとする

- ① 設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受発注者間で確認する
- ② 設計変更するために必要な資料の作成について書面により協議し、合意を図った後、発注者が具体的な指示を行うものとする
- ③ 発注者は、書面による指示に基づき受注者が設計変更に係わり作成した資料を確認する
- ④ 書面による指示に基づいた設計変更に係わる資料の作成業務については、契約変更の対象とする
- ⑤ 費用の算定は、「空港請負工事積算基準」等による